

平成 22 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 第一カッター興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 広瀬 俊一  
(JASDAQ・コード 1716)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役経営企画室長  
小池 保  
電 話 0467-85-3939

## 定款の一部変更および監査役の選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 30 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更及び監査役の選任について、平成 22 年 9 月 22 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

- ① 大阪証券取引所ジャスダック市場が、株主・投資家保護及び公正かつ健全な市場の運営という観点から、企業行動に係る制度整備として「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」(以下「特例」という。)を制定し(平成 22 年 4 月 1 日施行)、大阪証券取引所ジャスダック市場に上場している会社は、取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人を置く(特例第 7 条)となったため、現行定款第 5 章「監査役」に所要の変更を行い「監査役会」を設置するとともに、第 6 章「会計監査人」を新設するものであります。
- ② 監査役として有能な人材を迎えることができるよう、その責任を法令で定める額の範囲内で免除ないし限定することができる旨の定款規定として、定款に第 38 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- ③ 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更及び条数の変更を行うものであります。

##### (2) 日程

定款変更のための株主総会日(予定)：平成 22 年 9 月 22 日

定款変更の効力発生日：平成 22 年 9 月 22 日

##### (3) 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。  1～11 (条文省略)  (新設) <u>12</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。  1～11 (条文省略)  <u>12</u> 選挙用パネルの販売 <u>13</u> 全各号に付帯する一切の業務
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(監査役 <del>の設置</del> ) 第27条 当社は監査役を設置する。	(監査役及び監査役会 <del>の設置</del> ) 第27条 当社は監査役及び監査役会を設置する。
(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>2</u> 名以上4名以内とする。	(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
第29条～第31条 (条文省略)	第29条～第31条 (現行どおり)
(新設)	( <u>常勤監査役</u> ) 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(新設)	( <u>監査役会の招集通知</u> ) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新設)	( <u>監査役会の決議の方法</u> ) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	( <u>監査役会の議事録</u> ) 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。
(新設)	( <u>監査役会規程</u> ) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第 <u>32</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条 (現行どおり)

(新設)	(監査役の責任免除) 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置) 第 39 条 当社は、会計監査人を設置する。
(新設)	(会計監査人の選任) 第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第 6 章 計算	第 7 章 計算
第 33 条～第 36 条 (条文省略)	第 43 条～第 46 条 (現行どおり)

## 2. 監査役選任の件

### (1) 監査役選任の理由

「定款一部変更の件」が可決されますと、当社は監査役会設置会社となります。監査役は3名必要となりますので、新たに監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

### (2) 監査役候補者

氏名 生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
泉 貴 嗣 (昭和 54 年 9 月 27 日生)	平成 19 年 8 月 武蔵野大学環境オフィス講師・シニアマネージャー 平成 20 年 2 月 武蔵野大学環境学部エコマニユファクチャリングビューロー研究員 [現任] 平成 20 年 9 月 ㈱日本環境保全研究所 取締役 [現任]	一株

### (3) 就任予定日

平成 22 年 9 月 22 日(第 43 回定時株主総会開催日)

以上